

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和5年11月13日

湖西市監査委員 土屋 隆 裕
湖西市監査委員 楠 浩 幸

令和5年度財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第1項第6号の財政援助団体等に対する監査です。

第3 監査の対象

この監査は、次の表に掲げる団体の令和4年度及び令和5年度における出納その他の事務の執行で同表に掲げる部課等の所管する補助金に係るもの又は公の施設の管理に係るものを対象としました。

団体の名称	補助金等の所管部課等	対象事務の区分
湖西市社会福祉協議会 (老人福祉センター)	健康福祉部高齢者福祉課	公の施設の管理
湖西・新居観光協会	産業部文化観光課	補助金
湖西市スポーツ協会	教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課	補助金

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次に掲げるものとしました。

- (1) 補助金の目的に沿って行われているか。
- (2) 公の施設の設置の目的を効果的に達成するために行われているか。

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

事務局職員が行い、提出資料を通覧して異常事項や例外事項がないかを確認しました。

2 監査委員監査

所管部課等が保有する関係書類及び団体の関係書類を確認するとともに、預金等の管理状況及び公の施設の管理を行う団体の備品の管理状況を実地で確認しました。また、異常の有無を確認できなかった事項については、団体の関係者に質問し、回答又は説明を求めました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、次の表に掲げる場所で、同表に掲げる日程により実施しました。

内容		実施場所	実施年月日
実施通知			令和5年9月5日(火)
予備監査		監査委員事務局	令和5年9月27日(水) ～10月4日(水)
監査委員 監査	閲覧、 実査及び質問	湖西運動公園 老人福祉センター 海湖館	令和5年10月5日(木) 6日(金) 18日(水)
講評及び弁明、意見等の聴取 【実施していません】		監査委員事務局	
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和5年10月31日(火)

第7 監査の結果及び意見

1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がそれぞれの財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められました。

2 意見

法第199条第10項の規定により本報告に添えて提出する意見は、特にありません。